

川口市いじめから子どもを守る委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例（平成28年条例第70号。以下「条例」という。）第32条の規定に基づき、条例第15条に規定する川口市いじめから子どもを守る委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の非公開)

第2条 委員会の会議は、公開しない。

(身分証明書の携帯)

第3条 委員会の委員は、条例第26条の規定による調査又は条例第28条の規定による調整を行う場合においては、別記様式の身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、子ども部青少年対策室において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式

(表)

身分証明書	
(写 真)	第 号
氏 名	
生年月日	年 月 日
<p>上記の者は、川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例第26条の規定による調査及び条例第28条の規定による調整を行う権限を有する者であることを証明する。</p>	
年 月 日	
川口市長	印

(裏)

川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例（抜粋）

（調査等）

第26条 委員会は、前条の規定により受けた相談について、必要があると認めるときは、相談をした者の意見を踏まえて、当該相談に係る子どもが在籍する学校等に対し、当該相談の内容について情報を提供するとともに、いじめの事実の有無について調査するよう求め、又は自ら調査することができる。

2 委員会は、前条の救済の申立て（以下「救済の申立て」という。）がされた場合には、調査をすることが明らかに適当でないと認めるときを除き、当該救済の申立てに係る子どもが在籍する学校等と共同して、当該救済の申立てに係る事実の有無について調査を行うものとする。ただし、当該救済の申立てに係る子どもからの要請がある場合その他共同して調査することが適当でない事情があると認めるときは、委員会は、単独で調査を行うことができる。

（調整）

第28条 委員会は、調査の結果、必要があると認めるときは、学校と共同して又は単独で、いじめの防止等のための調整を行うものとする。

川口市いじめから子どもを守る委員会規則（抜粋）

（身分証明書の携帯）

第3条 委員会の委員は、条例第26条の規定による調査又は条例第28条の規定による調整を行う場合においては、別記様式の身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。